

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

観光客誘致に向けた戦略的情報発信業務委託 仕様書（案）

1 業務名

観光客誘致に向けた戦略的情報発信業務

2 業務目的

埼玉県への観光客誘致に向けた戦略的な情報発信を行うため、ランディングページ（以下「LP」という）の更新及び関連する動画制作、広告配信を行い、ターゲットを絞ったプロモーションを展開する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの期間とする。

4 委託業務概要

- （1）既存LPの更新
- （2）既存LPの各テーマの要素を入れた動画の制作
- （3）LPへの誘導に繋げるターゲティング広告

5 委託事業の内容

（1）既存LPの更新

①新規ページ制作・コンテンツの追加

協会が運営するWEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>)に掲載されているLPのうち、令和7年度以前に制作した以下6つのLPについて、さらに本県への興味関心と訪問意欲を高めるため、新規ページやコンテンツの追加等を行うこと。また、各LPの内容で、情報の修正が必要なもの（商品、店舗の情報変更、リンク先ページ変更等）は更新を行うこと。

- ・ 埼玉はうどん共和国 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitamaudon/>)
- ・ 真っ赤な幸せ 埼玉いちご旅 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/ichigo/>)
- ・ 埼玉の日本酒を飲みに行こう (<https://chocotabi-saitama.jp/special/sake/>)
- ・ 埼玉を、持ち帰ろう (<https://chocotabi-saitama.jp/special/omiyage/>)
- ・ シン・狭山茶 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/sayamacha/>)
- ・ 埼玉工場探検隊 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitama-factorytour/>)

②動画の掲載

以下の5つのLPについて、「5（2）既存LPの各テーマの要素を入れた動画の制作」で制作する動画の掲載を行うこと。また、各LPの内容で、情報の修正が必要なもの（商品、店舗の情報変

更、リンク先ページ変更等)は更新を行うこと。(以下5つのLPについては、新規ページやコンテンツの追加等は実施しない。)

- ・ 埼玉は、日帰りじゃもったいない (<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitamastay/>)
- ・ これが埼玉県の花畑！！ (<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitamaflower/>)
- ・ 特別版 埼玉祭り (<https://chocotabi-saitama.jp/special/saitamafestival/>)
- ・ 渋沢栄一めぐり旅 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/shibusawa-meguritabi/>)
- ・ スポツリ埼玉 (<https://chocotabi-saitama.jp/special/sportstourism/>)

③掲載内容の追加・更新

以下のLPについて、年2回(お盆休み前、年末年始前などの帰省時期)を目安に商品、店舗、NEWS(お知らせ)欄などの掲載内容の追加や更新を行うこと。なお、掲載商品については、お土産のトレンドをとらえたものにする。

- ・ 大宮駅の推しみやげ (<https://chocotabi-saitama.jp/special/oshimiyage/>)

ア 各テーマのLPに掲載する内容については以下を考慮すること。

(ア) 本県への興味関心と訪問意欲を高めるため、第3期彩の国DMO戦略における国内ターゲットを踏まえ、テーマごとに最適なターゲットを選定し、そのターゲットに訴求するWEBページの掲載コンテンツを提案すること。

※令和7年度に制作したLPに関する実績レポートは、「企画提案参加意向届」を提出した事業者に対して提供する。

(イ) 各テーマを魅力的に伝え、埼玉県に行ってみたい、食べてみたいと思わせるようなストーリー性の高い見せ方や工夫を講じること。

(ウ) 魅力的で興味関心を与える写真、動画、アニメーション等を使用するなどして、インパクトのある内容にすること。

イ 各LPの更新時期について、最も効果がある時期を提案すること。

ウ デザイン・内容については協会と協議の上、決定すること。

エ パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末で閲覧しても見やすいデザインを基本とし、その上で、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。

オ 各LPのバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。

カ 各LPのデータは提示した期日までに必ず納品すること。また、事前にテスト環境で動作確認を行った上で納品すること。なお、LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」

(<https://chocotabi-saitama.jp/>)内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含まないものとする。

キ その他、定められた予算の範囲内において、各LPの閲覧数増加に向け、魅力的かつ効果的にプロモーションをする手法(キャンペーン等)があれば提案すること。

ク 契約終了後も、協会が管理・運営できるようなサイト構築とすること。

ケ 各LPの納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。

コ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、手配等以下の内容については受託者が行うこと。

(ア) 資料及び素材の収集

(イ) 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

サ LP制作にあたり発生する費用（施設使用料、タレント出演料、交通費、謝礼等）は受託者負担とする。

シ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。

ス LPの更新にあたっては、協会が別途実施する「ちょこたび埼玉」WEB情報発信業務」の委託事業者と連携・協議の上、進めること。

(2) 既存LPの各テーマの要素を入れた動画の制作

協会が運営するWEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>)の各LPのテーマ（5（1）②）の要素を入れた動画を1本以上制作すること。

【対象LPテーマ】

①宿泊 ②花 ③祭り ④渋沢栄一 ⑤スポーツ

ア 第3期彩の国DMO戦略における国内ターゲットを踏まえ、最適なターゲットを選定し、そのターゲットに訴求する動画の内容を提案すること。

イ 各テーマを魅力的に伝え、埼玉県に行ってみたい、食べてみたいと思わせるようなストーリー性の高い見せ方や工夫を講じること。

ウ 動画の公開時期について、最も効果がある時期を提案すること。

エ 著名人やインフルエンサー等を起用すること。

オ 制作する動画のうち、観光スポットの紹介に係るものは原則ロケを行うこと。ロケを実施する際は出演者のプライバシーに十分配慮すること。

カ 動画制作にあたり、必要な調整はすべて受託者の責任において実施すること。その際、ロケハンを実施すること。またロケハン及び当日の撮影において発生する費用について、すべて受託者が負担すること。

キ 撮影の際は、各種法令・規則等を遵守し、第三者のプライバシーに配慮すること。

ク 本事業で制作した動画素材はテレビなどのメディア利用を想定（二次利用できることが前提）して制作すること。

ケ 動画のデータは提示した期日までに必ず納品すること。また、事前に再生確認を行った上で納品すること。

コ 動画の設定については、下記のとおりとする。

・画質：FHD（1920×1080）

・ファイル形式：mp4

・フレームレート：30fps以上

サ 制作した動画は以下のYouTubeチャンネルに限定公開又は非公開で掲載し、協会の指示に従い公開作業を行うこと（ただし、協会からの指示で協会が公開作業を行う時はこの限りでない）。そのために必要なYouTubeチャンネルの権限を一部付与する。

【ちょこたび埼玉公式チャンネル】

<https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ/videos>

- シ 掲載する動画のタイトル及び概要欄について、案を作成し協会に提示すること。また、制作した動画に日本語の字幕・テロップを入れること。(YouTubeの自動翻訳ではなく、実際の会話に基づいて入れること。)
- ス 掲載する動画のサムネイル画像は複数案提示し、協会と協議の上決定すること。
- セ 各LPに掲載するための、動画のバナーを制作すること。なお、必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。
- ソ 動画の納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。
- タ 企画に基づき、必要な素材の撮影及び取材、手配等以下の内容については受託者が行うこと。
 - (ア) 資料及び素材の収集
 - (イ) 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- チ 動画制作にあたり発生する費用(施設使用料、タレント出演料、交通費、謝礼等)は受託者負担とする。
- ツ 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、実施計画書をもとに体制、年間制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。
- テ 動画の制作にあたっては、仕様や規格等について、協会と制作段階から連携・協議の上、進めること。

(3) LPへの誘導に繋げるターゲティング広告

- ア 各LPへの誘導に繋げるWEB広告配信を行うこと。
- イ WEB広告配信に関し、各LPのターゲット設定やキーワード設定、WEB広告配信時期等については協会と協議の上実施すること。
 - ※令和7年度以前に制作したLPの広告配信に関する実績レポートは、「企画提案参加意向届」を提出した事業者に対して提供する。
- ウ 各LPの閲覧者増加に効果的な広告配信媒体や広告手法を提案すること。
- エ 運用実績に応じて、出稿金額の調整やバナー及びテキストの差し替え等に対応すること。

(4) KPIの設定

- ア LPについて、ユーザー数、PV数、直帰率について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。
- イ 動画について、ユーザー数、再生回数、直帰率について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

6 報告

(1) 報告

- ア LPや動画、WEB広告配信の進捗状況について、協会に適宜報告すること。なお、必要に応じ、受託者主催の上報告内容等に関する会議を実施することができる。

- イ 受託者にて制作した各LPについて、Googleアナリティクスにてアクセス解析した実績レポート（PV、ユーザー数、平均滞在時間等）を、毎月、協会へ提出すること。
- ウ 受託者にて制作した動画について、YouTubeアナリティクスにてアクセス解析した実績レポート（再生数、ユーザー数、平均再生時間等）を、毎月、協会へ提出すること。
- エ WEB広告配信開始後は、掲出媒体別実績レポート（掲出内容・掲出期間・表示回数・クリック数・クリック率等）を、毎月、協会へ提出すること。

（２）提出物

ア 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

（ア）項目

- ・各LPの制作結果（閲覧数等、KPIの数値も含む）
- ・動画の制作結果（閲覧数等、KPIの数値も含む）
- ・広告配信媒体と広告配信時期に関する検証結果
- ・広告配信から各LPへの誘導結果、考察等

（イ）提出期限

令和9年3月31日（水）

（ウ）提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

（エ）提出方法

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記報告書を記録した電子データ

イ 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM 等）で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

（ア）各LPのサイト設計書

（イ）サイト内のコンテンツを構成するファイル式（HTML、スクリプト、画像等）

（ウ）本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）

（エ）ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ（aiデータ・PNGデータ等）

（オ）動画

（カ）事業実施報告書

7 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

- （１）受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- （２）成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （３）制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。

(4) 投稿に使用した写真、イラスト、デザインの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて発注者に帰属するものとする。埼玉県観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする(広告を除く)。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を発注者が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (6) 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は発注者に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。
- (10) 戦略的情報発信を行う施策として自由提案があれば記載すること。
- (11) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。